

# 石島会計メモ

平成27年 1月号



中央区日本橋本石町 4-5-12  
友泉本石町ビル 3階  
石島公認会計士事務所  
(03)3275-1311  
発行責任者 石島洋一

新年おめでとうございます。

今年の石島会計は、若田純一郎の加入で、新体制になりました（3面に紹介記事）。所員一同、張り切って新年を迎えております。

会計・税のプロフェッショナルとして、お客様に貢献できるよう今まで以上に頑張っていくつもりです。また、この「石島会計メモ」も5年目に入ります。皆様のお役に立ち、かつ楽しい紙面を作っていきますので、どうぞご期待下さい。

所長 石島洋一 他一同



## 相続対策としての保険のメリット



### ☆☆法人税の節税策としての保険は…

決算期末近くになり、思いの外、会社の利益がでてしまったときの節税策として、よく取り上げられるのが生命保険への加入です。しかし、昔の「がん保険」のように、支出した金額が全額損金算入出来るという保険は少なくなりましたし、全額損金保険は当面の節税にはなっても、結局損するだけでは…、と思える内容です。

さらには、法人税率が低下したことなどによって、法人税対策としての保険加入というのは昔ほど力を持たなくなってきています。しかし、相続税の対策としては効果を持つ場合が多いのは確かです。

### ☆☆相続対策としての保険は非常に有効

相続対策として主な保険効果は次のとおりです。

- ① 相続によって受け取った保険金には、法定相続人一人あたり500万円の控除があるので、一定金額までは相続税の対象にならない。
- ② 被相続人以外の人を被保険者（保険対象者）にして、金銭ではなく、保険契約自体を相続させれば、相続財産の評価を引き下げることが可能。保険契約を相続するときの評価は、相続時の解約返戻金なので、場合によっては大きな節税効果を得られる。
- ③ 被相続人の死亡による受け取り保険金は、「みなし相続財産」として相続

税の対象にはなるが、本来の相続財産と異なり、**遺産分割でもめるリスクが少ない**。つまり、保険金は保険受取人に指定された人の固有の財産であり、遺産分割の対象ではない。

- ④ 金融資産があまりない場合など、相続税額の支払を保険加入で補うことが可能。被相続人を被保険者とする保険に加入すれば、直後に相続が発生しても、保険金額全額を受け取ることが出来る。しかも、遺産分割協議は不要なので、資金確保もスピーディに出来る。

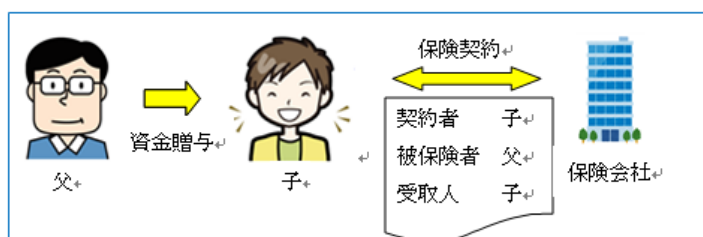


保険金は受取人が指定されるので、争いごとが少ない

## ☆☆相続税の納税資金を確保したい場合

今回は上記④の相続資金の確保について、父と子の関係で説明しましょう。**父は毎年、子に110万円の範囲で金銭を贈与します**（110万円が贈与税の非課税範囲です。これを超えても贈与税を支払えばよく、相続財産が大きい場合には、多額の贈与をした方が効果の大きいこともあります）。

子はその資金で、**父を被保険者、契約者・受取人を自分**とする保険契約を結びます。その後も父は毎年110万円ずつ贈与していき（毎年、贈与契



書を作れば完璧です)、子はそれを保険料に充てます。保険期間の間に父の死去ということになれば、受け取る保険金が相続税納付資金になります。こ

の保険金は、**父が保険料を負担したものではありません**（保険契約者は子）、**相続財産にはなりません**。但し、子の所得税・住民税の対象にはなります。

もしも、保険加入直後に父が死去したとき、支払った保険料の割に大きな保険金が得られることになり（この場合を“ラッキー”と言うのは、はばかれますが）、子に一時所得（所得税・住民税）が課せられます。しかし、一時所得の課税対象になるのは、受け取った保険金から、支払った保険料と50万円を控除したあとの金額ですし、しかも2分の1課税です。ですから、得られた保険効果からすれば、納税額は気にならない程度と思います。

この方法は、高齢である父を被保険者としますから保険料は高くなります。しかし、**相続のタイミングで資金を確保出来る**のが大きなメリットです。毎年の贈与により、**相続財産を減少させる効果**もありますので、お勧めです。ご相談があれば石島会計にご連絡下さい。

（文章 石島洋一）

# 石島会計の職員紹介

【今回は石島会計期待のホープ、新入所員のご紹介です！】

**若田 純一郎** (昭和58年6月21日生)



31歳、石島会計の中で最若手の若田です

## ◆出身地

東京都練馬区生まれ。

大学卒業まで練馬区、その後は中野区、渋谷区（現住地は代々木）と東京都内をうろうろしております。

## ◆人柄

人当たりが柔らかいとよく言われます。

⇒「まるで低反発」と評判です。ぜひお試しください。

(⇒青字部分は所長代理・慎二郎の独断による追加・強調)

## ◆職歴

大学卒業後は会計事務所に勤務、その後一般企業で経理業務を行い、再び会計事務所に戻ってまいりました。ゆえに経理担当者の気持ちも分かるつもりです。

⇒ですので会計事務所に対する悪口もお気軽にお話してください。

## ◆趣味・・・最近始めたネット将棋

顔も知らない人と日々真剣勝負しております。ただ、最近運動不足で年齢の割に体力の低下が著しいので、何か運動の趣味を始めようと思っております。

⇒来年は東京マラソンに出場予定(本人未確認)

## ★目標・・・禁煙 ⇒大事な部分なので強調

事務所が完全禁煙とのことで、ちょうどいいので健康のことを考え、人生初の禁煙にチャレンジしてみようと思っております。

(厳しい戦い?になりそうです・・・)



挫折禁止!  
(土日祝を含む)

## ◆ペット・・・ミニチュアダックスフンド(ミニチュアなのに8.5キロの巨漢)

散歩をしていたら同じミニチュアダックスを散歩させていた小学生に

「これ同じワンちゃん?」と言われてしまうほど・・・(泣)

現在散歩で飼い主の運動不足解消とともにダイエット中!!

## ◆その他・・・現在、年上の彼女に尻に敷かれております...

以上です。皆様のお役にたてるよう精一杯頑張りますので、よろしく願いいたします。



※注 画像はイメージです。  
実際とは(たぶん)異なります

# 新年ヒトコト



(慎二郎から時計回り順)

石島慎二郎	経営には悩みが付き物、その悩んだときに背中を「ポン」と押して皆様が前に進めるようお手伝いをしていきたいと思いません。今年も一緒に良い一年を築いていきましょう！
加藤美智子	「加藤さんと話していると元気で幸せな気分になれるね。」そんな言葉を頂けるような人になりたいです。趣味の映画鑑賞、去年は47本でした。今年は年間50本目指します！
若田純一郎	(表面に赤裸々に記述しています)
芦原衛	年末からお正月にかけて風邪をひいてしまい元旦から病院に行きました。これで今年はまだ風邪をひかないと思いたいですので、しっかりと頑張りたいと思いたいます。
齋藤常夫	新たな年を迎え、顧問先の皆様に有難うと言ってもらえるように、今までにも増して頑張ってお手伝いをしてまいりたいと思っております。本年もよろしくお願い致します。
田代真紀	自宅の大掃除をした時、予定をたててその通りに済ませることができました。仕事でも段取りを工夫し、一つ一つを丁寧にかつ迅速にしていこうと思いたいます。
内藤久子	今年の年末「いい1年だった。また頑張ろう」と思って頂けるように、年明け1月からお手伝いさせて頂きたいと思っております。今年も宜しくお願いいたします。
佐藤篤司	公私日常に追われ、翼を無くしたトラベラーですが、2015年もトコトンと偕慶をモットーに頑張りますので、よろしくお願い致します。